

## 平成19年度第1回山梨県公益認定等審議会 会議録

(平成20年5月7日掲載)

1 日時 平成20年3月31日(月) 午前10時から午前11時10分まで

2 場所 県庁北別館506会議室

3 出席者(敬称略)

(委員) 勝俣高明、岸本千恵、窪田道也、實川和子、早川正秋 (五十音順)

(事務局) 私学文書課 宮下課長、大堀総括課長補佐、法制・訟務担当(5人)

4 傍聴者等の数 3人

5 会議次第

(1) あいさつ

(2) 委員の紹介

(3) 委員長の選任

(4) 委員長代理の指名

(5) 議事

審議会運営要領について

審議会傍聴要領について

(6) 審議会の職務について

(7) 今後の審議会開催予定

6 会議に付した事案の案件(又は議題)

(1) 審議会運営要領について【公開】

(2) 審議会傍聴要領について【公開】

7 議事の概要

開会

(1) あいさつ 総務部次長

(2) 委員の紹介

事務局から委員の紹介がなされた。(資料1)

(3) 委員長の選任

山梨県公益認定等審議会条例(資料2)第12条で定める開催要件を満たしていることについて、事務局から報告。

(事務局)

次第に従いまして、まず、委員長の選任について、お諮りします。

資料2の山梨県公益認定等審議会条例を御覧ください。

同条例第9条第1項に、審議会に委員長を置き、委員の互選により定めるとされております。

どなたか、立候補される方、又は推薦したい方がいらっしゃいましたら、御発言をお願いいたします。

(委員)

早川委員を推薦する旨の発言

(事務局)

ただ今、委員から早川委員をという御推薦がございましたが、皆様、いかがでしょうか。皆様御異議ないようですが、早川委員、いかがでしょうか。

(早川委員)

お引き受けします。

(事務局)

それでは、委員の互選によりまして、当審議会の委員長には、早川委員が選任されました。

また、条例第9条第2項により、委員長が会務を総理することとされておりますので、会議の議長は委員長が行うこととしてよろしいでしょうか。

御異議ないようですので、恐れ入りますが、早川委員長、委員長席にお移りいただき、ご挨拶をいただきたいと思ひます。

(早川委員)

委員長席に移動し、挨拶

(事務局)

ありがとうございました。

なお、総務部次長は、所要のため、ここで退席させていただきます。

総務部次長退席

(事務局)

これから先の会議の進行は、早川委員長にお願いしたいと思ひます。

#### (4) 委員長代理の指名

(委員長)

それでは、次第に従いまして、進行します。

次第の4の、委員長代理の指名についてです。

先ほどの資料2の条例第9条第3項によりまして、委員長代理は、委員長があらかじめ指名することとされておるようですので、指名させていただきます。委員長代理には、勝俣委員にお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(勝俣委員)

お引き受けします。

#### (5) 議事

(委員長)

次に議事に入ります。

まず、第1号議案(資料3)として、当審議会の運営要領についてです。今後の審議会の運営に当たって最初の会議で定めておくものです。

事務局から説明をお願いします。

審議会の運営要領について事務局から説明

(委員長)

この運営要領は、条例第14条の委任規定に基づき制定するもので、次の議題の傍聴要領は、運営要領の第7条第3項の規定に基づき制定するものです。

何か御意見や御質問がございますか。

意見・質問等なし

(委員長)

それでは、運営要領については、この案のとおり決定します。

次に、第2号議案として、当審議会の傍聴要領と傍聴の心得(資料4-1及び4-2)について、事務局から説明をお願いします。

## 審議会の傍聴要領及び傍聴の心得について事務局から説明

(委員長)

ただ今説明のあった内容につきまして、御意見や御質問がございますか。

(委員)

法人の公益性の審議をするときにも、傍聴を認めることになるのでしょうか。

(事務局)

今回のような、制度の運営そのものとかルールづくりなどは公開となりますが、法  
施行後の個別の審議については、運営要領第7条の規定により、非公開となります。

(委員)

個別の審議のときには会議を非公開とするとのことですが、そのときの議事録はど  
うなるのでしょうか。

(事務局)

運営要領第8条第1項の規定により、会議が非公開のときには、議事録も非公開と  
なります。

(委員)

公益認定を否認した場合の理由の説明はどうなるのでしょうか。

(事務局)

答申の書き方をどうするかということになると思われますが、国や他県のものをも参  
考に委員の皆様にお諮りしたいと思います。

(委員長)

大筋、このような形で決めておき、場合によっては、その都度見直しを行うことに  
したいと思います。

これで、予定された議事はすべて終わりました。

次に、当審議会の職務について、事務局から説明をお願いします。

## (6) 審議会の職務について

### 審議会の職務(資料5)について事務局説明

(委員長)

細かいところにつきましては、次回以降の会議で理解を深めていきたいと思いま  
す。最後に、当審議会の今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

## (7) 今後のスケジュールについて

### 今後のスケジュールについて事務局から説明

(委員長)

基本的には、このようなスケジュールで進めていくことによろしいのではないでし  
ょうか。

これで、本日予定された議題等がすべて終わったわけですが、他に何か御意見や御  
質問がございますか。

(委員)

条例第11条にある部会とこの審議会はどのような関係にあるのでしょうか。部会  
のメンバーは、審議会とは別となるのでしょうか。

(事務局)

処理件数、内容によっては作業を分担することがあります。その際、部会は本審議

会の委員の先生が構成します。なお、本審議会には必要があれば専門委員を置くこともできます。

(委員長)

以上で、本日の議事を終了します。

(事務局)

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。